

ガイドラインのポイント（抜粋）

墜落制止用具の安全な使用に関するガイドライン
(平成30年6月22日付け基発0622第2号)

墜落制止用具の適切な使用による一層の安全対策の推進を図るため、「**墜落制止用具の安全な使用に関するガイドライン**」が策定されました。主なポイントは以下のとおりです。

適用範囲

- このガイドラインは、墜落制止用具を使用して行う作業に適用する。

要求性能墜落制止用具の選定

- 「**墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用具（要求性能墜落制止用具）**」の選定要件は以下のとおりです。これらの要件は、2019(平成31)年1月に改正された「**墜落制止用具の規格**」（平成31年厚生労働省告示第11号）とガイドラインにおいて規定されます。

「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用具」の選定要件

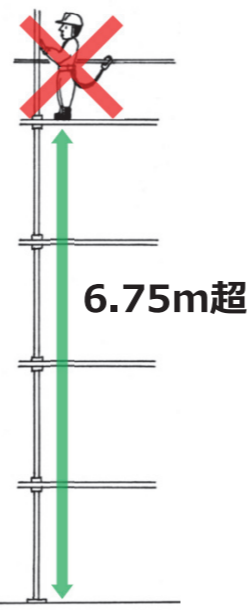
要件① 6.75mを超える箇所では、フルハーネス型を選定

2m以上の作業床がない箇所又は作業床の端、開口部等で囲い・手すり等の設置が困難な箇所の作業での墜落制止用具は、フルハーネス型を使用することが原則となります。

ただし、フルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれのある場合（**高さ6.75m以下**）は、胴ベルト型（一本つり）を使用することができます。

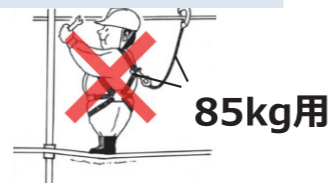
※ 一般的な建設作業の場合は**5mを超える**箇所、柱上作業等の場合は**2m以上の**箇所では、フルハーネス型の使用が推奨されます。

※ 柱上作業等で使用される**U字つり胴ベルトは、墜落制止用具としては使用できません。** U字つり胴ベルトを使用する場合は、フルハーネス型と併用することが必要となります。



要件② 使用可能な最大重量に耐える器具を選定

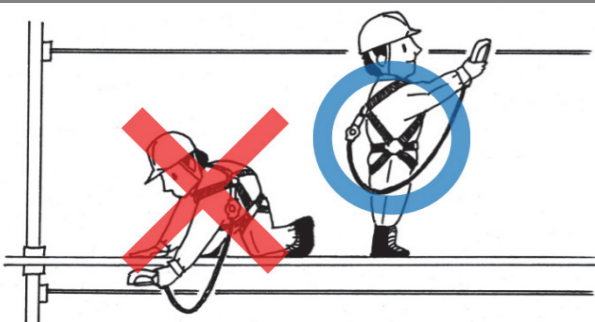
墜落制止用具は、着用者の体重及びその装備品の重量の合計に耐えるものでなければなりません。（85kg用又は100kg用。特注品を除く。）



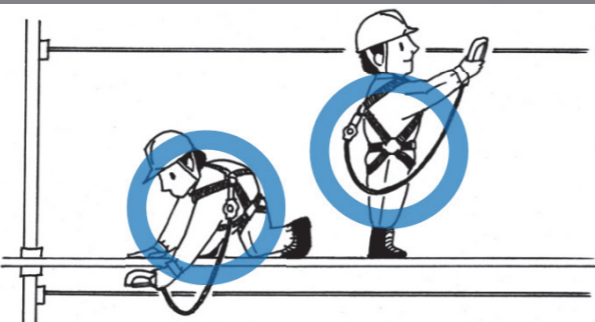
要件③ ショックアブソーバは、フック位置によって適切な種別を選択

腰の高さ以上にフックを掛けて作業を行うことが可能な場合には、第一種ショックアブソーバを選定します。鉄骨組み立て作業等において、足下にフック等を掛けて作業を行う必要がある場合は、フルハーネス型を選定するとともに、第二種ショックアブソーバを選定します。（両方の作業を混在して行う場合は、フルハーネス型を選定するとともに、第二種ショックアブソーバを選定します。）

第一種ショックアブソーバを使用する場合



第二種ショックアブソーバを使用する場合



墜落制止用具のガイドライン 検索



墜落制止用具の規格 検索



いのちつなごう

墜落制止用具はフルハーネス型が原則です！

命綱GO活動



いのちつなごう 大切な命
命綱 使って つなGO

「いのちつなごう！」 を合言葉に、 墜落災害ゼロを目指して！！

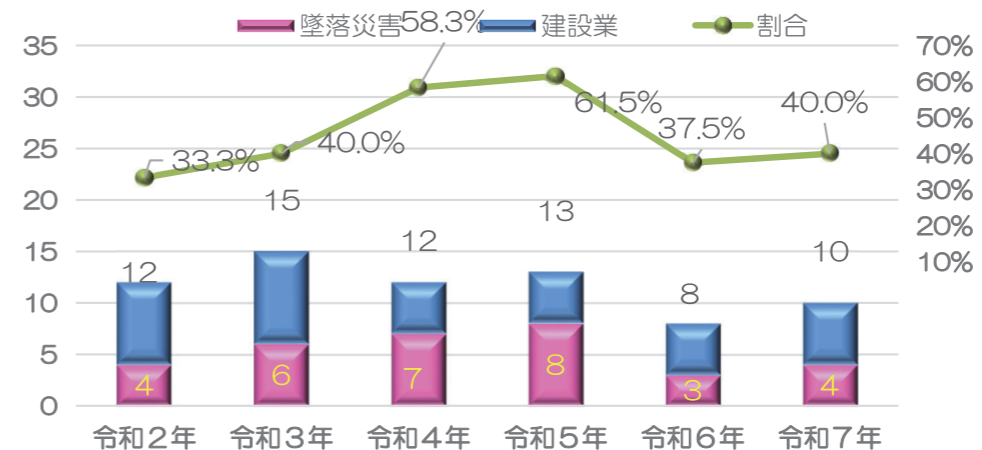


大阪発・新4S運動
命綱GO活動 実施中

命綱GO活動
墜落制止用具＝安全带（別名「命綱（いのちづな）」とも呼ばれている。）を着用しながらも使用しないことで多くの人命が失われています。
墜落・転落により命を落とすことなく、確実に使用することで命をつなぐことができる用具であることにゴロを合わせ、墜落制止用具使用の徹底を図る活動です。

6.75m(建設業では5mを推奨)を超える箇所では、フルハーネス型墜落制止用具の使用の徹底と点検の習慣化を推進しましょう。

建設業の死亡災害における墜落災害の占める割合(大阪)



大阪府内の建設業における死亡災害のうち、約50%が「墜落・転落」によるものです。さらに、その墜落災害の約6割で墜落制止用具が使用されていませんでした。



大阪労働局・各労働基準監督署
<https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/>

1 適正な墜落制止用器具の着用と使用の徹底

- 現行規格の確認：
令和4年1月以降、旧規格製品は使用できません。本体・ショックアブソーバの「構造規格適合」の表示に加え、作業高さに応じた「種別（第一種・第二種）」が適正かを必ず確認してください。
- 入場時チェック：
元方事業者は、現場入場時に適切な器具を着用しているか確実に確認してください。
- 二丁掛けの推奨：
足場の組立て・解体、鉄骨建方作業では、「二丁掛けフルハーネス型」の使用を基本とします。
- 唱和の実施
朝礼や危険予知活動時、現場所長・職長の主導で「いのちつなごう！」と全員で唱和し、安全意識を高めましょう。



構造規格不適合を購入しないように注意してください。



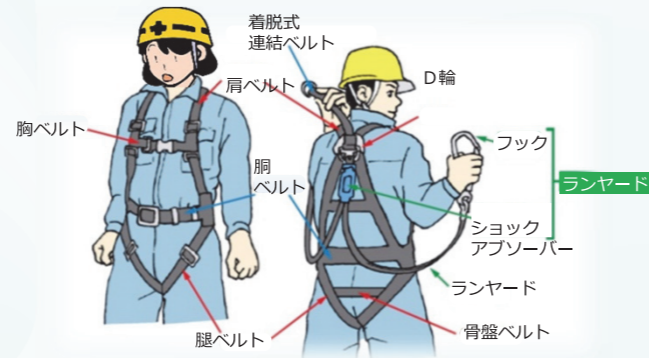
墜落制止用器具の「適切な表示」の例

墜落制止用器具本体
種類：フルハーネス型又は胴ベルト型
製造者名：〇〇社
製造年月：20〇〇年〇月

ショックアブソーバー
種別：第一種又は第二種
最大自由落下距離：〇.〇m
使用可能な重量：〇〇kg
落下距離：〇.〇m

2 確実な点検活動

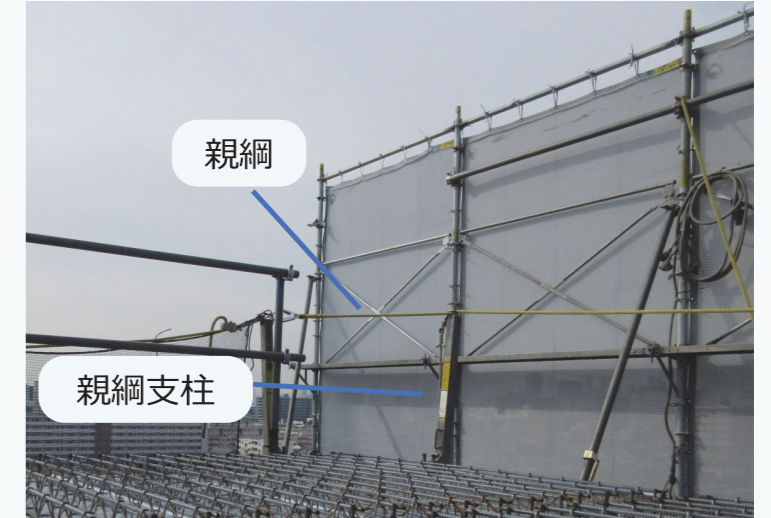
- 送り出し・新規入場時
チェックリストを用い、ベルト、ランヤード、フック等の損傷を確認してください。不備があるものは直ちに使用禁止とし、常に構造規格に適合した万全な状態のものを使用してください。
- 定期点検
日常点検に加え、半年を超えない一定期間ごとに実施し、必要な事項を記録してください。



Check!

3 取付設備の設置

- 親綱の設置
親綱、親綱支柱、緊張器はガイドラインに適合した適切なものを選定し、正しく設置してください。
- 単管足場等への対応
抱き足場やブラケット足場では、各層に水平親綱を設置しましょう。
- 昇降設備の安全確保
垂直タラップやはしご等には、安全ブロック等を設置しましょう。



4 危険体感教育の実施

- 安全の「見える化」
安全大会等にあわせて、摩耗した親綱や不具合のある器具を用いた落下試験を行い、器具の重要性を視覚的に理解させましょう。
- 教育効果の定着
落下時の衝撃荷重や器具の挙動を「体感」させることで、正しい使用方法と点検の徹底を「自分事」として捉えさせ、安全行動を習慣化させましょう。

安全衛生特別教育が必要

高さが2m以上の箇所において、作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業にかかる業務（ロープ高所作業に係る業務を除く。）を行う労働者は、特別教育を受けなければなりません。

5 作業手順の見直しと監視体制の強化

- 元方事業者の役割
少なくとも1日1回以上現場を巡視してください。また、安全衛生責任者、足場組立て等作業主任者、職長等（以下、「職長等」といいます。）へ監視の徹底を指示しましょう。
- 関係請負人の役割
作業開始前の点検および適切な使用方法を盛り込んだ「作業手順書」を作成し、作業員へ教育・周知を徹底してください。
- 職長等の役割
作業員の使用状況を監視しましょう。未使用者を発見した場合は、直ちに作業を中断させ、是正指導を行うとともに元方事業者へ報告してください。



墜落制止用器具に頼らなくても安全が確保される現場（本質的安全化）にしましょう。
墜落災害ゼロを目指して、皆さんも一緒に考えましょう。きっと色々あるはず！！